

## 鹿児島市保育所設置認可・確認等要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第50号。以下「認可基準条例」という。）及び鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第51号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

### (設置主体)

第2条 保育所の設置主体は、社会福祉法人など法人とする。

### (定員)

第3条 保育所の認可定員及び利用定員は20人以上とする。

- 2 利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 各年齢の利用定員は、1つ下の年齢の利用定員以上の数とするものとする。
- 4 利用定員を減少するときは、原則として過年度における保育所の利用状況や保留児童数、区域の受け入れ体制の状況等を考慮して定員を定めるものとする。
- 5 保育所は、認可定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、認可基準条例及びこの要綱に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、認可定員を超えて保育を実施することができる。

### (建物の構造)

第4条 認可基準条例第6条第5項を満たす保育所を設置する建物の構造設備は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の交付を受けている建物であること、又は、検査済証が交付されていない場合で、一級建築士による調査等により建物の法適合が確認でき、検査済証の交付を受けている場合と同等の取扱いができることが保障されていること。
- (2) 昭和56年6月1日以降に建築確認が完了していること、若しくは、同年5月31日以前に建築確認が完了したもので耐震診断を実施し耐震性が十分であることが確認されていること又は耐震補強を行っていること。

### (設備基準)

第5条 保育所の設備は、認可基準条例、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）

その他関係法令及び関係通知に適合しているほか、次の基準による設備を有するものとする。

区分	基準
医務室	静養できる設備を設置すること。事務室等内に静養できるスペース及び設備を設置することでも可とする。
調理室	給食が必要な児童の定員に見合う面積、設備を確保すること。
便所	それぞれ階数の定員に見合う面積、設備を確保すること。
屋外遊戯場	児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。
調乳室・沐浴室	乳児室・ほふく室を備える場合、近接して設置すること。

2 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積（内法面積から造付け・固定造作物等を除いた面積）で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、保育所の設備は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たした設備とする。

（屋外遊戯場の基準）

第6条 屋外遊戯場は、保育所と同一の敷地内に設け、当該保育所の専有とする。

（屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基準）

第7条 屋外遊戯場の用地が不足する保育所は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、耐火建築物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。この場合において、当該屋外遊戯場は、認可基準条例第34条第6号の規定によるほか、次の各号を満たすものとする。

(1) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に示された保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮されていること。

(2) 屋上施設として、児童の利用しやすい場所に便所、水飲み場等を設けていること。

(3) 防災上の観点から次の点に留意していること。

ア 職員や消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上である。

イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられている。

ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸である。

エ 油その他引火性の強いものを置かない。

オ 屋上の周囲に金網を設け、その構造は上部を内側にわん曲させる等、乳幼児の転落防止に適している。

カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮設置している。

キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けている。

2 屋上を屋外遊戯場に算入しない場合であっても、児童が実際に使用するものについては、前項第1号及び第3号を満たすものとする。

（職員配置基準等）

第8条 保育所に置く職員は、次の各号によるものとする。

(1) 認可基準条例第36条第1項に規定する者のほか、施設長（常時保育所の運営管理業務に専従し、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和6年3月29日こ成保192・5文科初第2588号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める要件を満たす者をいう。）を置くものとする。

(2) 保育に直接従事する保育士の数は、以下の配置基準を満たすものとする。

ア 保育士配置基準

認可基準条例第36条第2項の規定を満たすこととする。

イ 保育士配置数の算出方法

現に登園している乳児及び幼児を認可基準条例第36条第2項に規定する区分（当該区分における乳児及び幼児の年齢は、満年齢で算出する。）に従って、保育士1人当たりの保育できる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点第1位を四捨五入した数以上とする。ただし、各組、各グループにおける保育士の数は、各組、各グループにおいて四捨五入した数以上とし、四捨五入の結果1人未満となる場合は1人以上とする。

(3) 調理員のは、利用定員40人以下の場合は1人以上、利用定員41人以上150人以下の場合は2人以上、利用定員151人以上の場合は3人以上とすることとする。ただし、第12条第2項の規定により調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。

（障害児保育）

第9条 「保育所等における障害のあるこどもの受入れについて」（令和6年12月5日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）に基づき、障害児の受入れに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を踏まえ、正当な理由なく、障害を理由として、保育の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限することや、保育標準時間の取扱いに差異を設けることなどの不当な差別的取扱いを行わないこととする。

2 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）を受入れに当たっては、「鹿児島市保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドライン」（令和5年7月策定）に基づき医療的ケアの実施に必要な人員配置や施設設備の環境など受入れ体制を整え、医療的ケア児の発達・発育状況に応じた保育を提供することとする。

（保育時間・休園日）

第10条 保育所は、保育標準時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11時間）と、保育短時間認定の児童の最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8時間

)を確保することに加え、延長保育を1時間以上実施するものとする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日までの期間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園及び市有地等の貸付を受けて設置された保育所はこの限りではない。

3 土曜日（前項の休園日に該当する場合を除く。）は、1人でも利用希望がある場合には、開所するものとする。ただし、1人も利用希望がない場合は、この限りでない。

この場合において、「利用児童の土曜日の保育の実施について（周知）」（令和5年11月15日保幼第760号）に基づき、適正な職員配置の計画や研修の実施等のために、保育利用の有無を事前に確認することや必要な範囲での利用とするよう利用者に依頼することは可能であることから、利用者と適宜十分な連絡調整を行った上で保育を実施することとする。

4 前項の規定は延長保育についても準用する。

（健康診断等）

第11条 保育所は、児童の心身の状態に応じて保育するために、児童の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に把握するものとし、必要に応じて随時、把握するものとする。

2 認可基準条例第16条第1項に規定する施設長が児童に対して行う健康診断は、別に定めるもののほか次のとおり行うこととする。

(1) 利用開始時の健康診断 利用開始前に行うものとし、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第3条に定める方法で行うものとする。

(2) 定期の健康診断 1回目を6月30日までにを行うものとし（利用開始時の健康診断を3か月以内に実施し、定期の健康診断に置き換える場合を除く。）、2回目をそのおおむね6か月の後に行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期間に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

(3) 臨時の健康診断 学校保健安全法施行規則第10条に基づき行うものとする。

3 施設長は、次の各号に該当する場合は、市に迅速に人数、症状、対応状況等を報告し、指示を求めるなどの措置を講ずることとする。

(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、通常の発生動向を上回る感染症又は食中毒の発生が疑われた場合

4 保育所職員が児童に薬を与える場合は、保育所保育指針に則り医師の指示に基づいた薬に

限定し、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させるとともに、アレルギー疾患を有する児童への対応を行う場合は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

- 5 保育所内での乳幼児突然死症候群の予防のため、児童の睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、児童は仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講ずるものとする。

（給食等）

第12条 保育所を利用している児童に給食を提供するときは、認可基準条例第15条第1項の規定に基づき、自園調理によるものとする。

- 2 給食は、原則として職員が調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

- 3 保育所を利用している児童に給食及び間食（以下「給食等」という。）を提供するときは、認可基準条例第15条第2項に定めるところにより、その児童の発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮するものとする。

- 4 給食等の提供に当たっては、事前に職員が検食を実施するものとする。

（安全の確保）

第13条 保育所は、認可基準条例第7条及び第7条の2に規定するもののほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な対策を講ずるものとする。

（虐待等の防止）

第14条 保育所は、利用している児童に、虐待が疑われ、又は、認められる場合は、速やかに市こども家庭支援センター、鹿児島県中央児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

（保護者との連絡）

第15条 認可基準条例第39条に規定する保護者との連絡は、登降園時の確認報告のほか、連絡ツール等の活用、保育参観、個人面談等を通じて行うものとする。

（苦情への対応等）

第16条 保育所は、認可基準条例第20条第1項及び確認基準条例第31条第1項に規定する窓口の設置その他の必要な措置として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員（次項において「苦情解決の体制」という。）を設置するものとする。

- 2 苦情解決の体制は、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

（名称）

第17条 保育所の名称は、同一法人が運営する系列園などを除き、本市において既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

(保育所の設置に関する公募)

第18条 市長は、地域における今後の保育需要見込みなどにより、設置運営事業者の公募を実施し、市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会での審査結果（次項において「審査結果」という。）を踏まえ、整備対象施設を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募に応募した者に対し、審査結果を通知するものとする。

(設置認可申請)

第19条 整備対象施設として決定を受けた設置運営事業者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、鹿児島市児童福祉法施行細則（平成8年規則第32号）に定める児童福祉施設設置認可申請書に必要な書類を添えて、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、その内容を審査するとともに、鹿児島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に意見を聴くものとする。

2 市長は審査の結果及び保育所の設置運営の認可の可否を申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可の内容の変更をしようとする者は、鹿児島市児童福祉法施行細則に定める児童福祉施設変更届に必要な書類を添えて、児童福祉法施行規則第37条第5項又は第6項に定める期限までに市長へ届け出るものとする。

2 前項の届出のうち、事前に届出が必要なものについては、原則、変更予定日の3か月前までに行うものとし、軽微な変更を除き、届出を行う前に、計画等の初期段階に相当期間の余裕を持って市長に相談をするものとする。

3 確認の内容の変更をしようとする者は、鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年規則第97号）に定める特定教育・保育施設等変更届に必要な書類を添えて、子ども・子育て支援法第35条に定める期限までに市長へ届け出ることとする。

4 前項の届出を行う場合は、第2項の規定を準用する。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 保育所を廃止（幼保連携型認定こども園に移行するものを除く。）又は休止をしようとする者は、廃止又は休止の予定日の1年半程度前までに市長へ協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第23条 保育所を廃止又は休止しようとする者は、児童福祉法施行規則第38条第2項に基づき、前条に定める協議後、廃止又は休止の予定日の3か月前までに鹿児島市児童福祉法施行細則に定める児童福祉施設廃止（休止）承認申請書に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 保育所を廃止又は休止しようとする者は、3か月以上の予告期間を設け、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、承認の可否について申請者に通知することとする。

(確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項及び第35条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、鹿児島市子ども・子育て支援法等施行細則に定める様式により、設置認可等の手続とあわせて行うものとする。

(認可の条件)

第25条 市長は、社会福祉法人以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 認可基準条例に定める基準及び保育所の健全な経営を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第34条の規定に基づき、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）別紙1の積立金・積立資産明細書を作成することとし、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、第2号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添えて提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 第3号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書（学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書）

(施設及び設備の自己所有等)

第26条 保育所の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとする。

ただし、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている場合又は、待機児

童の解消等の課題に対し、本市が整備募集を行い、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号社援発第0524008号）により、不動産の貸与を受けた保育所として認可された場合はこの限りでない。

（財産処分）

第27条 国、鹿児島県及び本市から補助を受けた施設や設備を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行おうとする者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の規定に基づき、国の承認に基づいた市長の承認が必要となることから、財産処分の承認を受けようとする者は、施設整備等に財産処分が含まれる場合は整備対象施設として決定を受ける1か月前までに、その他の場合は処分予定日の4か月前までに鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号）第23条の規定に基づき、必要な書類を添えて、市長に財産処分の承認の申請をするものとする。

（その他）

第28条 保育所の設置運営事業者は、関係法令、関係通知、認可基準条例、確認基準条例、この要綱、事業者選定時の募集要領等（以下「基準等」という。）に定める事項に基づき保育所を運営し、利用児童にとっての最善の利益が図られるよう設備及び運営の基準の維持向上に努めるとともに、各種補助金等の活用に当たっては、鹿児島市補助金等交付規則、基準等その他関係規定を遵守するものとする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。